

# 新居浜市 中小企業住宅環境支援事業補助金

「新居浜市中小企業住宅環境支援補助金」は、市内中小企業者が新たに雇用する、市外からの転入者等に対し、住宅環境を整備するために住宅手当を支給または借り上げ住宅制度を実施する場合に、その費用の一部を助成する補助金です。

最大20,000円  
(一人当たり月額)

## 【注意】

令和5年度より制度内容が一部変更となっています。ただし、令和5年3月31日以前に雇用された従業員については従前の補助内容が適用されますので予めご了承ください。

## 【補助対象となる従業者】

雇用開始の日が属する年度を含め2か年度以内の新規採用者で、雇用開始前に市外に居住または市外の高等教育機関等を卒業後、直ちに従業者となり民間賃貸住宅に居住する者。

## 【補助対象となる事業】

補助対象となる従業者に対し、住宅手当を支給または借り上げ住宅制度を実施した場合。

※市外在住者や市営住宅等に居住する場合は対象外。

## 【補助対象者】

いずれも満たす者が対象となります。

- ・中小企業者であって、対象業種（裏面参照）を営んでいること
- ・新居浜市内に本店を有していること
- ・新居浜市内において1年以上継続して活動していること
- ・市税を完納していること

## 【補助額】 ※補助対象経費は、消費税等を除きます。

支給する住宅手当及び借り上げ住宅制度に要する費用の2分の1（千円未満の端数切捨）

対象従業者一人あたりの補助上限額（月額）：20,000円

※【従前】一人あたり上限額：13,500円/月

## 【補助対象期間】

補助事業開始日の属する月から起算して3年以内（36月分以内の支出が対象）

※【従前】2年以内（24月分以内の支出が対象）

## 【申請方法】

補助対象事業の支払いが完了後、年度分の申請書類をまとめて3月末日までに提出してください。

※令和5年度に申請できるのは、令和5年4月～令和6年3月に支払った住宅手当及び借り上げ住宅の費用です。

例) 令和5年4月入社の従業員に対し、住宅手当を令和5年5月から支払う場合、  
令和5年度に申請できる補助金は、令和5年5月～令和6年3月に支払った住宅手当となります。

## 【提出書類】

2年目以降継続して申請する場合も、1回目と同様の書類提出をお願いいたします。

交付申請書（第1号様式）、事業報告書、収支決算書、交付請求書（第3号様式）、  
対象従業員の住民票、賃貸借契約書の写し、  
住宅手当もしくは借り上げ住宅の支給・支払いが確認できるもの（例：給与明細／  
振込み明細書／通帳の写し／銀行振込データの写し／…等）  
卒業証明書等（新卒の場合）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)（転職者の場合）、  
登記事項証明書、納税証明書（法人と代表者の各1通）

※その他、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

※様式は、新居浜市役所経済部産業振興課のHPからダウンロードが可能です。

(<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/sanshin/hojo.html>)

## 【参考】対象業種一覧

別表第1（第2条関係）  
（平20規則28・全改）

新居浜市中小企業振興条例施行規則  
昭和59年10月1日規則第38号

| 大分類                   | 中分類  | 備考   |
|-----------------------|--|--|
| 鉱業、採石業、砂利採取業          |  |  |
| 建設業                   |  |  |
| 製造業                   |  |  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業         |  |  |
| 情報通信業                 |  |  |
| 運輸業、郵便業               |  |  |
| 卸売業、小売業               |  | 代理商、仲立業は対象外とする。                                |
| 金融業、保険業               | 保険業（保険媒介代理業、<br>保険サービス業を含む。）                         | 保険媒介代理業  |
| 不動産業、物品賃貸業            |  |  |
| 学術研究、専門・技術サービス業       | 専門サービス業（他に分類されないもの）、<br>広告業、技術サービス業（他に分類されないもの）      | 法律事務所、興信所は対象外とする。                              |
| 宿泊業、飲食サービス業           |  |  |
| 生活関連サービス業、娯楽業         | 洗濯・理容・美容・浴場業、<br>その他の生活関連サービス業、<br>娯楽業               | 興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、<br>競技団、遊戯場、その他の娯楽業は対象外とする。 |
| 教育、学習支援業              | その他の教育、学習支援業   | 学習塾、教養・技能教授業                                   |
| サービス業<br>（他に分類されないもの） | 廃棄物処理業、自動車整備業、<br>機械等修理業、職業紹介・<br>労働者派遣業、その他の事業サービス業 |  |

注 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」及び同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」の事務所は対象外とする。